

評議員並びに理事及び監事の報酬規則

(目的)

第1条 公益財団法人タカタ財団（以下「この法人」という）の評議員並びに理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬等に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、本規則の定めるところによる。

(評議員の報酬の基準)

- 第2条 評議員が定時評議員会及び臨時評議員会に出席する場合には、一日当たり 30,000 円以内（税金を含む金額とする。）を報酬として支払うことができる。
- 2 評議員が上記以外の日に当財団の業務を行った場合には、一時間当たり 2,000 円以内（税金を含む金額とする。）を支払うことができる。
 - 3 前項の報酬額は、別表 1 に示す額を上限とし、評議員会の決議により決定する。

(役員報酬の基準)

- 第3条 役員が評議員会及び理事会に出席する場合には、一日当たり 30,000 円以内（税金を含む金額とする。）を報酬として支払うことができる。
- 2 役員が、上記以外の日に、当財団の業務を行った場合には、一時間当たり 2,000 円以内（税金を含む金額とする。）を支払うことができる。
 - 3 前項の報酬額は、別表 1 に示す額を上限とし、評議員会の決議により決定する。

(報酬の支給方法)

第4条 報酬は、当月 1 日から当月末日までの期間について計算し、翌月 10 日（その日が休日のときはその前日）に支払う。

(その他)

第5条 第2条第1項及び第2項並びに第3条第1項並びに第2項に掲げる場合以外の場合であって、評議員が必要と認めるときには、第2条第3項及び第3項に準ずるものとする。

(改廃)

第6条 本規則の改廃は、評議員会の決議による。

付則（平成 22 年 5 月 25 日制定）

この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）第 4 条の認定を受けた日から施行する。

附則（平成 26 年 9 月 25 日一部改訂）

この規程の一部改訂は、平成 26 年 9 月 5 日から施行する。

別表 1 評議員及び役員報酬の上限

役職	日額報酬の上限額	月額報酬の上限額
評議員	12,000 円	240,000 円
理事長	12,000 円	240,000 円
理事	12,000 円	240,000 円
監事	12,000 円	240,000 円